

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第188号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表伏見区役所醍醐支所の款福祉部の項中

「

支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護 第一係長 保護第二係長 保護第三 係長
-------	--

を

」

「

支 援 課	支援第一係長 支援第二係長
保 護 課	保護第一係長 保護第二係長 保護 第三係長 保護第四係長

に改める。

」

第6条福祉部の款福祉介護課の項第2号中「児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法」を「障害者自立支援法」に改める。

第6条福祉部の款福祉介護課の項の次に次の2項を加える。

支 援 課

- (1) 児童、母子家庭及び寡婦、高齢者、身体障害者並びに知的障害者の福祉に係る支援に関する事。ただし、福祉介護課、福祉事務所及び児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (2) 障害者自立支援法による介護給付費等の支給に関する事。ただし、保健所及び児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (3) 障害者自立支援法による自立支援医療費の支給に関する事。ただし、更生医療

に関するものに限る。

- (4) 高齢者保健福祉相談窓口に関すること。
- (5) 戦傷病者の援護措置に関すること。
- (6) 児童扶養手当の認定の請求, 届出等の受理及びそれらの請求及び届出に係る事実についての審査に関すること。
- (7) 児童扶養手当証書の交付及び記載事項の訂正(本市の区域内における住所の変更に係るものに限る。)に関すること。
- (8) 児童扶養手当の受給資格の有無及び額の決定に必要な事項に関する調査に関すること。
- (9) 児童扶養手当の支給に関する処分に必要な資料及び報告の要求に関すること。
- (10) 特別児童扶養手当(区長に権限が委任されたものに限る。)に関すること。
- (11) 障害児福祉手当, 特別障害者手当及び福祉手当の受給資格の認定及び現金による支払に関すること。
- (12) 心身障害者扶養共済事業に係る加入申込み等の受付に関すること。
- (13) その他社会福祉に関すること。

保 護 課

- (1) 生活に困窮する者に対する支援に関すること。ただし, 福祉介護課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。

第6条福祉部の款支援保護課の項第1号を次のように改める。

- (1) 支援課の項及び保護課の項に掲げる事項に関すること。

第6条福祉部の款支援保護課の項第2号から第12号までを削る。

附 則

この規則は, 平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)